

# 相続登記の義務化

不動産に関するルールが変わります。

## 内容

- ①相続によって不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ②遺産分割の協議が成立したときは、不動産を取得した相続人は、その成立を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

令和6年4月1日  
開始

遺産分割の協議が成立するまでの間、相続人全員を把握するため、戸籍謄本などの収集が必要です。

そこで、より簡易に相続登記の申請義務を果たすための新たな仕組みが設けられました。

詳しくは  
「法務省 所有者不明」  
で検索してね。

## 新たな仕組み



### 新設

## 相続人申告登記

- ①登記簿上の所有者に相続が開始
  - ②自らが相続人である
- ①②を登記官に申し出る制度です。

※手続きに当たり、他の相続人の協力は不要です。

## お問合せは

水戸地方法務局不動産登記部門

〒310-0061 水戸市北見町1番1号（水戸法務総合庁舎1階）

TEL:029-221-5130（直通）



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」



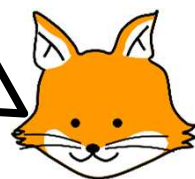
# 相続登記の義務化 に関するQ&A

Q 1



相続登記が義務化されるのはいつですか。また、義務化されてからいつまでに登記をしなければなりませんか。

相続登記の義務化は、令和6年4月1日からスタートします。  
義務化されてからは、不動産の所有権を取得したことを知ったときから3年以内に相続登記を申請しなければなりません。

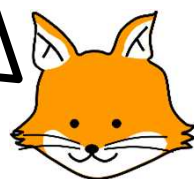


Q 2



相続登記の申請手続は大変と聞きますが、どのような手続をすればいいですか。

相続人の中で遺産分割の協議がまとまったときは、その内容を踏まえた相続登記手続を行う必要があります。  
この場合、全ての相続人を確認するための戸籍謄本、遺産分割協議書等が必要となります。  
協議が難しいときは、今回新たに設けられた「相続人申告登記」を行うことで、義務を果たすことが可能となります。  
この手続は、自分が相続人であることを確認するための戸籍を用意すれば、一人で行うことができます。

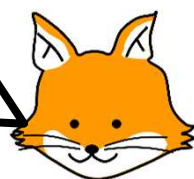



Q 3



不動産登記について、相続登記制度以外にどのような見直しがされていますか。

①名義人となっている不動産の一覧を相続人等に証明する制度や②登記簿上の所有者の住所等が変わった場合に、その申請登記を義務化する制度などが導入されます。  
これらは令和8年4月までにスタートします。



まずは   で検索！